

令和7年4月17日

会員の皆様へ

瀬戸信用金庫
理事長 稲垣 孝幸

「長期間所在が不明である会員の除名手続きについて」

当金庫は、令和7年6月に開催する通常総代会（開催予定日：令和7年6月11日（水））において、信用金庫法第17条に基づく当金庫の定款第15条の規定により、長期間所在が不明である会員の方（以下、「所在不明会員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することにお心当りのある方で除名を希望されない場合には、令和7年5月22日（木）までに、会員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当金庫本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明会員」とは、以下の要件を全て充足し、かつ、当金庫が除名することが適当と判断させていただいた会員の方とします。
 - ①令和元年9月から令和6年9月末にかけて当金庫の事業を利用していない方。
 - ②令和6年9月以前に当金庫の通知又は催告が5年以上継続して到達しなかった方。
 - ③当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。
2. 信用金庫法及び当金庫定款の定めるところにより、除名対象者の方は、総代会において弁明をすることができます。
3. 除名により脱退となる会員の方は、上記総代会の翌年の令和8年4月1日以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当金庫本支店の窓口までご相談ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当金庫本支店の窓口までご相談ください。

ただし、脱退した方が当金庫に対する債務がある場合には、当該債務と出資金を相殺したり、当該債務を完済するまでその払戻しを停止いたしますのでご注意ください。

以上

【お問合せ先】

瀬戸信用金庫 総務グループ

担当 たかほし しんぎと 高橋、新里

（電話：0561-86-0114）